

獣医師免許をお持ちのみなさまへ

平成28年12月31日現在の状況を、
お住まいの都道府県に届け出てください。

- ◎ 獣医師には、**獣医師法第22条に基づく2年ごとの届出が義務付けられています。**
- ◎ **平成28年は届出が必要です。**
- ◎ **届出様式に必要事項を記入の上、平成29年1月1日から1月31日までにお住まいの都道府県に提出してください。**

※届出様式や記載方法は農林水産省HP(下記URL)に掲載

<http://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/zyui/22.html>

獣医師 届出

検索

- ◆ 獣医事への従事の有無にかかわらず、すべての獣医師が対象です。
- ◆ 期日までに届け出をしなかった場合、免許の取消し又は業務停止を命じられることがあります。
- ◆ 集計結果は獣医師の分布、就業状況、移動状況を的確に把握するために利用されています。

※結婚等により、本籍地の都道府県名、氏名や性別が変更された場合は、変更があった日から30日以内に、登録事項の変更申請が別途必要です。

詳細は、農林水産省HP(下記URL)に掲載しています。

<http://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/zyui/menkyo.html#b>

【東京都にお住まいの方の提出先】

東京都 産業労働局 農林水産部 食料安全課 動物薬事衛生係
〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1

東京都庁第1本庁舎 31階南側

窓口へ提出か、郵送にて、1部届け出てください

問合せ先 TEL : 03-5320-4845